

令和6年以降に修正された関連法、上位計画（国：防災基本計画、県：大分県地域防災計画）等の内容を反映した修正を行っています。

1. 孤立集落対策の強化

地震・津波対策編 P96、風水害・事故災害対策編 P84

また、市は、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

2. 被災者支援の強化

地震・津波対策編 P177、風水害・事故災害対策編 P168

市は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努める。
また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

地震・津波対策編 P215、風水害・事故災害対策編 P207

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2. 被災者支援の強化(つづき)

地震・津波対策編 P179、風水害・事故災害対策編 P171

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

3. 受援体制の強化

地震・津波対策編 P84、風水害・事故災害対策編 P71

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

4. 女性視点を踏まえた防災対策の推進

地震・津波対策編 P50、風水害・事故災害対策編 P47

そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。